京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者に係る行政処分取扱基準

昭和５３年　９月　９日策定
平成１０年１２月　１日改正
平成１８年　４月　３日改正
平成２３年　８月３０日改正
平成３１年　４月１２日改正
令和　４年　７月　１日改正
令和　７年　３月２７日改正

（目的）

第１条　この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第７条第１項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）に対して行う法第７条の４の規定による許可の取消し（以下「許可取消し」という。）又は法第７条の３の規定による事業の停止命令（以下「事業停止命令」という。）について必要な事項を定めることにより、法の目的の実現並びに行政処分における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

（行政処分の方針）

第２条　前条の行政処分（法第７条の４第１項に基づくものを除く。）は、許可業者が法第７条の３第１号に該当する場合（情状が特に重いと認められる場合を除く。）又は同条第２号若しくは第３号に該当する場合において、行政指導では法の目的を達成できないときに行うこととする。

（行政処分の基準）

第３条　許可業者が別表の各項に掲げる事由に該当するときは、当該各項に掲げる行政処分を行う。他人に対して法若しくは法に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときも、同様とする。

２　事業停止命令を行うときは、原則として、法第７条第１項の許可に係る事業の全部の停止を命じるものとする。

第４条　前条第１項の規定にかかわらず、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる行政処分を行う。

⑴　別表第４項から第６項までに該当する場合において、その違反行為に係る情状が特に重いとはいえない特段の事情があるとき　６０日間の事業停止命令（法第７条の３第１号）

⑵　別表第７項から第１５項までに該当する場合において、その違反行為に係る情状が特に重いと認められるとき　許可取消し（法第７条の４第１項第５号）

⑶　別表第１６項に該当する場合において、改善の可能性がないと認められるとき　許可取消し（法第７条の４第２項）。

⑷　別表第１７項に該当する場合において、情状が特に重いと認められるとき　許可取消し（法第７条の４第２項）。

２　許可業者が別表（第１項から第３項までを除く。）に掲げる事由に２年以内に２回以上該当するに至ったときは、法第７条の４第１項（同項第１号（法第７条第５項第４号チに該当）若しくは法第７条の４第１項第５号に該当）又は同条第２項の規定により、許可を取り消すことがある。

（事業停止命令期間の加重）

第５条　事業停止命令を行う場合（別表第１６項又は第１８項に該当する場合を除く。）において、当該行為の態様、経緯、生活環境保全上の支障の発生の有無等の事情を考慮し、相当の理由があると認めるときは、これらの規定による事業停止命令の期間に１．５を乗じた期間の事業停止命令を行うことがある。

２　許可業者が事業停止命令に相当する複数の違反行為を同時に行ったときは、各違反行為に係る事業停止命令の期間を合算した期間の事業停止命令を行うことがある。

（事業停止命令期間の軽減）

第６条　事業停止命令を行う場合（第４条第１項第１号の規定により行う場合及び別表第１６項又は第１８項に該当する場合を除く。）において、当該行為の態様、経緯、生活環境保全上の支障の発生の有無、自主的な是正措置の状況等の事情を考慮し、相当の理由があると認めるときは、別表に定める期間の２分の１を限度として事業停止命令の期間を軽減し、又は第３条第２項の規定にかかわらず、事業の一部の停止を命じることがある。

（行政処分の手続）

第７条　事業停止命令を行うときは、事業を停止すべき期間の始期及び終期を、日時をもって指定するものとする。この場合において、事業を停止すべき期間の始期は、当該事業停止命令の影響による一般廃棄物処理上の支障の発生を防ぐための措置の実施に必要な期間を考慮して定めるものとする。

（行政処分の公表）

第８条　行政処分を行ったときは、被処分者名、処分の内容、処分理由、処分日、根拠条文等を公表するものとする。

２　前項の公表は、本市ホームページへの掲載によるほか、必要に応じて報道発表を行うものとする。ただし、許可業者が別表第１項に該当したことによる行政処分（法第７条第５項第４号チに該当したことによるものを除く。）については、報道発表は行わない。

３　本市ホームページへの掲載期間は、行政処分の日から起算して、次に掲げる期間が経過する日が属する年度の末日までとする。

⑴　許可取消し　５年

⑵　事業停止命令　３年

附　則

この基準は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成３１年４月１２日から施行する。

附　則

この基準は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。

別表

	行政処分の事由	関係条文等	行政処分
1	法に定める欠格事由に該当したとき	法第7条第5項第4号	許可の取消し （法第7条の4第1項第1～4号）
2	事業停止命令に違反したとき	法第7条の3	許可の取消し （法第7条の4第1項第5号）
3	不正手段により許可を受けたとき	法第7条第1項、同条第2項、第7条の2第1項	許可の取消し （法第7条の4第1項第6号）
4	投棄禁止違反をしたとき	法第16条	許可の取消し （法第7条の4第1項第5号）
5	措置命令に違反したとき	法第19条の4第1項	許可の取消し （法第7条の4第1項第5号）
6	改善命令に違反したとき	法第19条の3	許可の取消し （法第7条の4第1項第5号）
7	法に違反して一般廃棄物の処理を他人に委託したとき	法第7条第14項	60日間の事業停止命令 （法第7条の3第1号）
8	無許可で事業の範囲を変更したとき	法第7条の2第1項	60日間の事業停止命令 （法第7条の3第1号）
9	名義貸し禁止違反をしたとき	法第7条の5	60日間の事業停止命令 （法第7条の3第1号）
10	焼却行為禁止違反をしたとき	法第16条の2	60日間の事業停止命令 （法第7条の3第1号）
11	上記以外で重大な違反行為をしたとき		60日間の事業停止命令 （法第7条の3第1号）
12	事業の廃止、若しくは諸事業の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	法第7条の2第3項	30日間の事業停止命令 （法第7条の3第1号）
13	報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき	法第18条第1項	20日間の事業停止命令 （法第7条の3第1号）
14	検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき	法第19条第1項	20日間の事業停止命令 （法第7条の3第1号）
15	上記以外で違反行為をしたとき		10日間の事業停止命令 （法第7条の3第1号）
16	事業の用に供する施設又は能力が法施行規則に定める基準に適合しなくなったとき	法第7条第5項第3号	改善に必要と認められる期間の事業停止命令 （法第7条の3第2号）
17	許可に付した条件に違反したとき	法第7条第11項	20日間の事業停止命令 （法第7条の3第3号）
18	京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者遵守事項に基づく警告に該当する行為を2年以内に3回以上行ったとき	京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者遵守事項、法第7条第5項第3号、第11項	10日間の事業停止命令 （法第7条の3第2号、第3号）

※18の規定で事業の停止を行った場合、次回及び次々回の警告に該当する行為は当該規定に基づく事業の停止をすることができない。